



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*43 和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (水産振興課)..... 1

○ 告示

782 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課)..... 13

783 漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定 (水産振興課)..... 13

784 昭和51年和歌山県告示第63号(漁業災害補償法による区域等の設定)の一部改正
(")..... 13

785 昭和51年和歌山県告示第723号(漁業災害補償法による区域等の設定等)の一部改正
(")..... 14

786 昭和43年和歌山県告示第168号(漁業共済加入区の区域指定)の一部改正 (")..... 14

787 道路の区域変更 (道路保全課)..... 14

788 " (")..... 15

789 道路の供用開始 (")..... 15

790 道路の区域変更 (")..... 15

791 道路の供用開始 (")..... 16

792 道路の区域変更 (")..... 16

793 道路の供用開始 (")..... 16

794 道路の区域変更 (")..... 17

795 道路の供用開始 (")..... 17

796 道路の区域変更 (")..... 17

797 道路の供用開始 (")..... 18

○ 諸報

和歌山県市町村職員共済組合の平成22年度決算の要旨 (和歌山県市町村職員共済組合)..... 18

規 則

和歌山県規則第43号

和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和54年和歌山県規則第89号)の一部を次のように改正する。

第1条中「沿岸漁業従事者等及び」を「沿岸漁業従事者等、」に改め、「認定中小企業者」という。)の次に「及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。)第5条第1項の認定を受けた農林漁業者等(当該農林漁業者等が団体である場合にあっては、その構成員又は出資者を含む。)に係る同条第4項第3号に掲げる措置を行う同項に規定する者(以下「促進事業者」という。))を加える。

第3条中「及び沿岸漁業改善資金助成法施行規則」を「、沿岸漁業改善資金助成法施行規則」に、「並

びに」を「、」に、「及び関係省令」を「、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令（平成20年農林水産省令第48号）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令（平成20年政令第296号）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則（平成20年農林水産省・経済産業省・環境省令第1号）、六次産業化法、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（平成23年政令第15号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則（平成23年農林水産省令第7号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令第4条第1項の表第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件（平成23年農林水産大臣告示第608号）、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「東日本大震災特財法」という。）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号。以下「東日本大震災特財令」という。）」に改め、「認定中小企業者」の次に「又は促進事業者」を加える。

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けたものにおいては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後平成28年3月31日までに県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び措置期間は、いずれも別表の償還期間等の欄に掲げる期間をそれぞれ3年延長して適用するものとする。

第4条第2項中「又は1認定中小企業者」を「、1認定中小企業者又は1促進事業者」に、「2,800万円」を「5,000万円」に改める。

第6条第1項に次の1号を加える。

(5) 促進事業者

第8条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式。農商工等連携促進法第13条の特例の場合には同法第5条第3項に規定する認定農商工等連携事業計画を、農林漁業バイオ燃料法第10条の特例の場合には同法第5条第2項に規定する認定生産製造連携事業計画を、六次産業化法第11条の特例の場合には同法第6条第3項に規定する認定総合化事業計画を含む。）

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

区 分	貸 付 対 象		貸付限度額		償還期間等	
	種 類	内 容	単独の場合	併用の場合		
経営等改善資金	操船作業省力化機器等設置資金	自動操舵装置その他の操船作業を省力化するための機器、設備又は装置（以下「機器等」という。）の設置に必要な資金	(1) 自動操舵装置の設置費用	1台につき 100万円	500万円	7年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第13条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内（据置期間1年以内を含む。）、六次産業化法第11条の沿岸漁
			(2) 遠隔操縦装置の設置費用	1台につき 50万円		
			(3) サイドスラスターの設置費用	1台につき 400万円		
			(4) レーダーの設置費用	1台につき 180万円		
			(5) 自動航跡記録装置の設置費用	1台につき 120万円		

		(6) GPS受信機の設置費用	1台につき 130万円		業改善資金助成法の特例の場合にあつては9年以内(据置期間3年以内を含む。)
漁ろう作業省力化機器等設置資金	動力式釣り機その他の漁ろう作業を省力化するための機器等の設置に必要な資金	(1) 動力式釣り機の設置費用	1件につき 500万円	500万円	7年以内(据置期間1年以内を含む。)。ただし、農商工等連携促進法第13条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては9年以内(据置期間3年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては9年以内(据置期間1年以内を含む。)、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては9年以内(据置期間3年以内を含む。)
		(2) ラインホーラー等の揚縄機の設置費用	1台につき 120万円		
		(3) ネットホーラー等の揚網機の設置費用			
		(4) 漁業用ソナーの設置費用	1台につき 500万円		
		(5) カラー魚群探知機の設置費用	1台につき 150万円		
		(6) 海水冷却装置の設置費用	1台につき 180万円		
		(7) 巻取りウインチの設置費用	1台につき 70万円		
		(8) 放電式集魚灯の設置費用	1セットにつき 200万円		
		(9) 漁業用クレーンの設置費用	1台につき 400万円		
		(10) 漁獲物等処理装置の設置費用	1台につき 500万円		
		(11) 海水殺菌装置の設置費用	1台につき 300万円		
		(12) 潮流計の設置費用	1台につき 500万円		
補機関等駆動機器等設置資金	操船作業省力化機器等設置資金及び漁ろう作業省力化機器等設置資金に規定する機器等を駆動し、又は作動させるための補機関その他の機器等の設置に必要な資金	(1) 補機関(動力取出装置付き推進機関を含む。)の設置費用	1台につき 400万円	500万円	7年以内(据置期間1年以内を含む。)。ただし、農商工等連携促進法第13条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては9年以内(据置期間3年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては9年以内(据置期間1年以内を含む。)、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては9年以内(据置期間3年以内を含む。)
		(2) 油圧装置の設置費用	1台につき 500万円		
燃料油消費節減機器等設置資金	推進機関その他の漁船に設置される機器等であつて、通常の型式のもの又は通常の方式によるものと比較して燃料油の消費が節減されるものの設置に必要な資金	(1) 漁船用環境高度対応機関(プロペラ、プロペラシャフト及び付属品を含む。)の設置費用	1台につき 2,400万円	2,500万円	7年以内(据置期間1年以内を含む。)。ただし、農商工等連携促進法第13条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては9年以内(据置期間3年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては9年以内(据置期間1年以内を含む。)、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては9年以内(据置期間3年以内を含む。)
		(2) 定速装置の設置費用	1台につき 120万円		
		(3) 発光ダイオード式集魚灯の設置費用	1セットにつき 1,300万円		
新養殖技術導入資金	農林水産大臣が定める基準に基づき、農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖の技術(以下「養殖技術」という。)又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入する場合において、当該技術	農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖技術又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入して水産動植物の養殖を行う場合における次に掲げる費用 (1) 養殖施設の設置費用 (2) 種苗の購入費又は生産費用 (3) 飼料の購入費用	1個人につき 400万円(団体構成員1人につき400万円、会社では1社につき400万円)	400万円	4年以内(据置期間2年以内を含む。)。ただし、農商工等連携促進法第13条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては5年以内(据置期間3年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特

	により水産動植物の養殖を行うのに必要な資金				例の場合にあつては5年以内(据置期間2年以内を含む。)、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては5年以内(据置期間3年以内を含む。)
資源管理型漁業推進資金	農林水産大臣が定める基準に基づき、水産資源の管理に関する取決めに締結して水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入(当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。)を行うために必要な機器等の購入又は設置に必要な資金	(1) 水産資源の管理に関する取決めに基づき、資源管理措置(漁具・漁法の制限、操業時間又は期間の制限、禁漁区の設定、体長制限等)を実施するのに必要な改良漁具、漁法転換用漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用 (2) (1)と併せて、低利用・未利用資源の開発・利用措置と漁獲物の付加価値の向上措置を行う場合における次に掲げる費用 ア 低利用・未利用資源の開発・利用を行うのに必要な漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用 イ 漁獲物の付加価値の向上を行うのに必要な活魚出荷のための船上活魚装置、蓄養施設等又は加工のための施設(加工機械、選別機、洗浄機、包装機、冷凍冷蔵庫等を含む。)の設置費用	1,200万円	1,200万円	10年以内(据置期間3年以内を含む。)、ただし、農商工等連携促進法第13条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては12年以内(据置期間5年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては12年以内(据置期間3年以内を含む。)、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては12年以内(据置期間5年以内を含む。)
環境対応型養殖業推進資金	農林水産大臣が定める基準に基づき、漁場の保全に関する取決めに締結して養殖業の生産行程を総合的に改善する漁業生産方式の導入を行うために必要な機器等(資材を含む。)の購入又は設置に必要な資金	漁場の保全に関する取組に基づき、養殖密度を適正化し、投餌の内容・量・方法を改善し、及び薬品・漁網防汚剤の使用を適正化する場合における次に掲げる費用 (1) 養殖漁場環境の悪化防止を目的として投餌の内容・量・方法の改善を行うのに必要な造粒機、自動給餌機、飼料倉庫等の購入費用又は設置費用 (2) 養殖魚の安全性の確保を目的として漁網防汚剤を使用しないで養殖を行うのに必要な高耐波性いけす・金網いけす、自動網いけす洗浄機、附着物駆除用生物培養器、酸素供給装置、水流発生装置、ばっ気装置等の設置費用 (3) (1)又は(2)に関連して必要な餌料成分分析機、水質・底質測定機、残留検査・肉質検査機器、蓄養施設、医薬品、飼料、水産廃棄物高度処理機、ワクチン注射装置、固形物回収装置、水質ロガー、漁場管理ソフト等の購入費用又は設置費用	2,000万円(漁場環境適正化管理協定に基づく取組にあつては、1,200万円)	2,000万円	10年以内(据置期間3年以内を含む。)、ただし、農商工等連携促進法第13条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては12年以内(据置期間5年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては12年以内(据置期間3年以内を含む。)、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては12年以内(据置期間5年以内を含む。)
乗組員安全機器等設置資金	漁船に設置される転落防止用手すりその他の乗組員の生命又は身体の安全資金	(1) 転落防止用手すりの設置費(機器購入費及び工事費を含む。)	50万円	150万円	5年以内(据置期間1年以内を含む。)
		(2) 安全カバー装置設置費用			
		(3) 揚網機安全装置の設置費用	40万円		
救命消防設備購入資金	漁船に備え付けられる救命胴衣その他の救命設備又は消化器その他の消防設備の購入に必要な資金	(1) 救命胴衣の購入費用	10万円	130万円	2年以内(据置期間なし。)
		(2) 消化器の購入費用			
		(3) イーバブの購入費用	60万円		5年以内(据置期間なし。)
		(4) レーダートランスポンダの購入費用	65万円		
		(5) 小型漁船緊急連絡装置の購入費用	1件につき130万円		
漁船転覆防止機器等設置資金	漁獲物の横移動防止装置その他の漁船の転覆又は沈没を防止するための機器等の設置に必要な資金	(1) 漁獲物の横移動防止装置の設置費用(機器購入費及び工事費を含む。)	30万円	150万円	5年以内(据置期間1年以内を含む。)
		(2) 甲板下の魚そうの設置費用	100万円		
漁船衝突防止機器等購入資金	レーダー反射機その他の漁船の衝突を防止するための機器等の購入又は設置に必要な資金	(1) レーダー反射機の設置費用(機器購入費及び工事費を含む。)	40万円	120万円	5年以内(据置期間なし。)
		(2) 無線電話の設置費用			

	漁具損壊防止機器等購入資金	漁具の標識その他の敷設された漁具の船舶による損壊を防止するための機器等の購入に必要な資金	漁具の標識 (灯火付きブイ及びレドナー反射機付きブイ) の購入費用	個人にあっては70万円、団体にあっては130万円	個人にあっては70万円、団体にあっては130万円	5年以内 (据置期間なし。)
生活改善資金	生活合理化設備資金	生活の合理化に資する設備又は装置の設置に必要な資材の購入に必要な資金	(1) し尿浄化装置又は改良便そのの設置に必要な資材の購入費用	30万円	30万円	3年以内 (据置期間なし。)
			(2) 自家用給排水施設の設置に必要な資材の購入費用	10万円	10万円	2年以内 (据置期間なし。)
			(3) 太陽熱利用温水装置の設置に必要な資材の購入費用			
住居利用方式改善資金	家族関係の近代化又は家族労働の合理化を図るために行う居室の独立、台所の改善その他住居の利用方式の改善に必要な資金		(1) 居室 (居間・寝室・子供室・老人室等) の内部改造に必要な費用	150万円	150万円	7年以内 (据置期間なし。)
			(2) 炊事施設 (炊事場・食事室等) の内部改造に必要な費用			
			(3) 衛生施設 (浴室・便所・洗面所) の内部改造に必要な費用			
			(4) 家事室等 (家事室・更衣室・土間等) の内部改造に必要な費用			
婦人・高齢者活動資金	婦人又は高齢者であって、沿岸漁業の従事者又はその家族であるものの活動の場の確保を通じて家族関係の円滑化を図るためこれらの者が共同して行う水産動植物の採捕、養殖若しくは加工その他の生産活動に必要な機器等の設置又は当該機器等を使用して行う当該生産活動に必要な資金		(1) 機器等 (漁船用機器・漁具・養殖施設・加工用機器等) の設置費用	80万円	80万円	3年以内 (据置期間なし。)
			(2) 機器等を使用して行う生産活動に要する費用 (種苗費、餌料費、加工用原材料費、資材費等)			
青年漁業者等養成確保資金	研修教育資金	青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に習得するための研修で、農林水産大臣が定める基準に適合するものに必要な資金	農林水産大臣が定める基準に適合する研修を受けるのに必要な費用 (旅費、教材費、授業料、視察費等)	国内研修を受ける場合は、1人につき180万円。ただし、月額15万円を限度として、貸付研修期間最大とする。国外研修を受ける場合は、1人につき100万円	国内、国外研修を併せて実施する場合には、280万円	国内研修にあっては、5年以内 (据置期間1年以内を含む。)
	高度経営技術習得資金	青年漁業者が行う近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の習得で、農林水産大臣が定める基準に適合するものに必要な資金	経営方法又は技術の習得で農林水産大臣が定める基準に適合するものに必要な費用 (パソコン、ファクシミリ並びに制御装置 (制御用コンピューター、各種センサー類) 及び関連機器 (制御装置と直接連動する部分に限定する。)) の購入費用等)	青年漁業者1人又は青年漁業者が組織する団体1につき150万円	150万円	5年以内
	漁業開始資金	農林水産大臣が定める基準に基づき青年漁業者又はその組織する団体が近代的な沿岸漁業の経営を自ら行う場合に当該経営を開始するのに必要な資金	農林水産大臣が定める基準に基づき沿岸漁業の経営を開始するのに必要な費用 (漁船の建造又は取得費用、機器又は施設の設置費用、漁具・種苗又は餌料の購入費用等。ただし、農林水産大臣が定める費用を除く。)	青年漁業者1人又は青年漁業者が組織する団体1につき2,000万円。ただし、一の区分された沿岸漁業部門の経営の開始にあっては、800万円	2,000万円	10年以内 (据置期間3年以内を含む。)

別記第2号様式その1を次のように改める。

別記第 2 号様式 (第 8 条関係)

その 1

事業計画書 (経営等改善資金のうち1号～10号資金用)

1 総括表

申請者	購入設置する機器等			購入設置費	申請額
	種類名称	台 (セット) 数	単価		
			千円	千円	千円

(注) 申請者が認定中小企業者又は促進事業者である場合は、申請者欄に連携先の沿岸漁業従事者等の氏名を括弧書きで記載すること。

2 設置計画

資金種類	機器等の種類 名称	メーカー型式 名称	メーカー名称 及び施工者名称	機器等の 内容	装備する漁船	購入又は 設置の予 定時期
					登録番号 WK - 船名 総トン数 漁業種類 進水年月日 所有者氏名	

3 資金計画

購入設置費	資金調達方法		
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円			
	千円	千円	千円

事業計画書作成上の留意事項

- 1 機器等について基準を示してあるものについては、基準を満たしていることが分かるカタログ、取扱書若しくは設計図又はこれらの写しを添付すること。
- 2 資金種類欄には操船作業省力化機器等設置資金等ごとの種類を記入すること。
- 3 メーカー型式名称欄には購入予定機器等のメーカー呼称型式のあるものにつき記入すること。
- 4 メーカー名称及び施工者名称欄には購入予定機器等のメーカー名称及び取付け又は装備を行う施工者の名称を記入すること。
- 5 機器等の内容欄には施設の性能若しくは出力、制御する施設の出力又は工事の内容及び範囲等を記入すること。この場合において、同内容のカタログ又は見積書等をこれらの記載に代えて添付することができる。

〔例〕 自動操舵装置 磁気コンパスパイロット式

操だ機 電動○KW

遠隔操縦装置 推進機関○KW用

動力式釣り機 ○漁業用、電動○KW

ラインホーラー 巻き上げ速度○m/min

ネットホーラー 巻き上げ速度○m/min

漁獲物等処理装置 漁獲物等の水揚げ作業又は水揚げ後の漁獲物等の処理作業の省力化の内容

補機関 ○用○KW (動力取出装置のみの場合にあっては取出し出力○KWとして記入すること。)

漁船用環境高度対応機関 ○KW

定速装置 ○○用

安全カバー装置 揚網機駆動軸カバー○製

揚錨機カバー○製

揚網機安全装置 船曳網用、底曳網用、○○用

漁獲物の横移動防止装置 魚そう 長さ○m×幅○m×深さ○mを○個に仕切る。

荷止板 ○製長さ○m×幅○m×厚さ○cm×○枚

隔壁 ○製厚さ○cm○枚設置 (防熱○材厚さ○cm)

魚溜め ○製長さ○m×幅○m×深さ○m

レーダー反射器 多板組立式有効反射面積○㎡ (吊下式)

無線電話 ○Hz○W

レーダー反射器付ブイ 多板組立式有効反射面積○㎡

別記第2号様式その2中「認定中小企業者」の次に「又は促進事業者」を加え、同様式その5を次のように改める。

別記第2号様式 (第8条関係)

その5

事業計画書(資源管理型漁業推進資金)

1 総括表

申請者	購入設置する機器等			購入設置費	申請額
	種類名称	台数	単価		
			円	千円	千円

(注) 申請者が認定中小企業者又は促進事業者である場合は、申請者欄に連携先の沿岸漁業従事者等の氏名を括弧書きで記載すること。

2 実施計画

(1) 資源管理措置

ア 資源管理の内容

資源管理対象漁場	
管理対象水産資源	
管理対象漁業種類	
資源管理の実施者	
水産資源の管理の方法	
取決めの有効期間	
取決めに違反した場合の措置	
その他	

(注) 申請者が認定中小企業者又は促進事業者である場合は、連携先の沿岸漁業従事者等が取り組む内容を記載すること。

イ 資源管理措置に必要な機器等

種類	名称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの			
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期	装備する漁船
						登録番号 船名 総トン数 進水年月日 所有者氏名

(2) 低利用・未利用資源の開発・利用

ア 低利用・未利用資源の開発・利用の内容

低利用・未利用魚種		漁獲時期	月～ 月
開発・利用の方法			

(注) 申請者が認定中小企業者又は促進事業者である場合は、連携先の沿岸漁業従事者等が取り組む内容を記載すること。

イ 低利用・未利用資源の開発・利用に必要な機器等

種類	名称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの			
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期	装備する漁船
						登録番号 船名 総トン数 進水年月日 所有者氏名

(3) 付加価値向上措置

ア 活魚出荷を行う場合

(ア) 活魚出荷の内容

対 象 魚 種		活魚出荷量	年間	t
活魚出荷の方法				

(注) 申請者が認定中小企業者又は促進事業者である場合は、連携先の沿岸漁業従事者等及び認定中小企業者がそれぞれの取り組む内容を記載すること。

(イ) 活魚出荷に必要な機器等

種 類	名 称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの			
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期	装備する漁船
						登録番号 船名 総トン数 進水年月日 所有者氏名

イ 加工を行う場合

(ア) 加工の内容

対 象 魚 種		加工量(原料魚)	年間	t
加工の方法				

(注) 申請者が認定中小企業者又は促進事業者である場合は、連携先の沿岸漁業従事者等及び認定中小企業者がそれぞれの取り組む内容を記載すること。

(イ) 加工に必要な機器等

種類	名 称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及び 及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置 予 定 時 期

3 資金計画

購 入 設 置 費	資 金 調 達 方 法		
	沿岸漁業改善資金	自 己 資 金	そ の 他
千円	千円	千円	千円

(注) 資金管理に関する取決めの写しを添付すること。

別記第2号様式その6中「認定中小企業者」の次に「又は促進事業者」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第782号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成23年9月1日まで縦覧に供する。

平成23年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成23年7月1日

2 名称

特定非営利活動法人生涯現役夢つむぎ

3 代表者の氏名

早稲田早苗

4 主たる事務所の所在地

和歌山県西牟婁郡上富田町朝来326番地の138

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障がい者、病弱者などの自立支援および子育て支援をめざし、お互いに助け合う地域社会の実現に向け、自らの生活技術や専門的技能を取得したり、役立てたりすることにより、多様な住宅支援サービスおよび施設サービスを提供し、地域福祉の増進と充実に寄与する。そのことにより、自らも生涯現役をめざし多様な人たちの参画により、人と人とのつむぎ合う、生きがいのある心豊かな人生を送ることを目的とする。

和歌山県告示第783号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定により、区域及び区分を次のように定める。

平成23年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
太地町漁業協同組合の地区	鯨類追込網漁業及び小型定置漁業	南紀第7
	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち南紀第2、南紀第7及び太地敷網加入区の区分に属さない漁業	太地町漁業協同組合その他

和歌山県告示第784号

昭和51年和歌山県告示第63号（漁業災害補償法による区域等の設定）の一部を次のように改正する。

平成23年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
太地町漁業協同組合の地区	敷網漁業を主とする漁業	太地敷網

和歌山県告示第785号

昭和51年和歌山県告示第723号（漁業災害補償法による区域等の設定等）の一部を次のように改正する。
平成23年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
和歌山東漁業協同組合の地区のうち東牟婁郡串本町田原、太地町漁業協同組合及び宇久井漁業協同組合の地区	定置漁業（小型定置漁業を除く。）	南紀第2

和歌山県告示第786号

昭和43年和歌山県告示第168号（漁業共済加入区の区域指定）の一部を次のように改正する。
平成23年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第3号に掲げる漁業の表中 「 近海かつおまぐろ 勝浦第1加入区 新宮市、那智勝浦町の区域
" 太地第2加入区

浦町の区域 を 「 近海かつおまぐろ 勝浦第1加入区 新宮市、那智勝浦町の区域
」

に改める。
」

和歌山県告示第787号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊美山線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
御坊市島字道ノ瀬891番3地先から同市藤田町吉田字大河原325番1地先まで	旧	23.00 } 39.90	623.80	

和歌山県告示第788号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 日高印南線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
日高郡印南町大字美里字黒畑99番1地先から同町大字美里字下垣内110番地先まで	旧	7.30 ） 19.03	140.00	
同上	新	10.50 ） 23.56	140.00	

和歌山県告示第789号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 日高印南線

供用開始の区間 日高郡印南町大字美里字黒畑99番1地先から同町大字美里字下垣内110番地先まで

供用開始の期日 平成23年7月15日

和歌山県告示第790号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高野橋本線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
伊都郡九度山町大字河根字狼谷599番1地先から同町大字河根字狼谷613番1地先まで	旧	3.43 ） 8.88	40.80	

同上	新	5.83 } 12.57	40.00	
----	---	--------------------	-------	--

和歌山県告示第791号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 高野橋本線

供用開始の区間 伊都郡九度山町大字河根字狼谷599番1地先から同町大字河根字狼谷613番1地先まで

供用開始の期日 平成23年7月15日

和歌山県告示第792号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 潮岬周遊線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡串本町串本字清水生1680番9地先から同町串本字片江生1717番1地先まで	旧	9.00 } 12.50	218.00	
同上	新	11.50 } 44.60	218.00	

和歌山県告示第793号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 潮岬周遊線

供用開始の区間 東牟婁郡串本町串本字清水生1680番9地先から同町串本字片江生1717番1地先まで

供用開始の期日 平成23年7月15日

和歌山県告示第794号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 那智勝浦古座川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町大字直見字柳瀬400番5地先から同町大字直見字上地389番8地先まで	旧	4.00 ） 36.00	42.00	
同上	新	21.60 ） 33.95	41.00	

和歌山県告示第795号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 那智勝浦古座川線

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町大字直見字柳瀬400番5地先から同町大字直見字上地389番8地先まで

供用開始の期日 平成23年7月15日

和歌山県告示第796号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上富田すさみ線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考

西牟婁郡上富田町生馬字篠原31 51番1地先から同町生馬字釜ヶ谷 3548番1地先まで	旧	5.00 ） 33.50	849.10
同上	新	9.50 ） 37.00	849.10

和歌山県告示第797号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 上富田すさみ線

供用開始の区間 西牟婁郡上富田町生馬字篠原3151番1地先から同町生馬字釜ヶ谷3548番1地先まで

供用開始の期日 平成23年7月15日

諸 報

和歌山県市町村職員共済組合決算公告

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項の規定に基づき、平成22年度決算の要旨を公告する。

平成23年7月15日

和歌山県市町村職員共済組合

理事長 小 出 隆 道

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	合計
9	20	1	41	71

2 組合員数及び給料月額は、次のとおりである。

組合員種別	一般	市町村長	特定消防	長期組合員	任意継続	合計
組合員数（人）	12,568	30	1,392	2	376	14,368
給料月額（百万円）	4,122	20	443	1	121	4,707
一人当たり給料月額（円）	327,998	667,860	318,049	503,000	321,527	327,599

3 組合職員の数、次のとおりである。（単位：人）

経 理 単 位	業 務	保 健	貯 金	貸 付	合 計
人 員	16	2	4	1	23

4 損益計算書の要旨

（単位：千円）

経理区分		短期	長期	預託金管理	業務	保健	貯金	貸付
収 入	負担金	3,699,643	12,923,718		143,033	176,194		
	掛金	3,845,565	6,595,669			172,363		
	高額医療交付金	43,809						
	育児・介護休業手当金交付金	353,323						
	組合員貸付金利息							213,217
	保険料充当金							738
	連合会交付金				57,707	5,564		48,516
	利息及び配当金	3,160		188,548	578	1,360	128,066	248
	その他の収入	62,989			150	17	40,522	
	他経理から繰入金				26,524			
	前年度支払準備金	615,634						
	前期損益修正益	31,098						
	計	8,655,221	19,519,387	188,548	227,992	355,498	168,588	262,719
	支 出	給付金	4,106,580					
職員給与					103,506	15,839	29,510	2,813
厚生費					118	304,782	24	16
旅費・事務費					9,586	3,509	3,205	901
委託費					5,461	7,501	2,725	933
貸借料					2,222	1,502	1,369	351
負担金					22,260	3,646	5,752	1,813
連合会分担金						724		

	支払利息		188,548			117,695	184,768
	前期高齢者納付金	1,570,662					
	後期高齢者支援金	1,308,569					
	病床転換支援金	0					
	老人保健拠出金	15,307					
	退職者給付拠出金	242,264					
	介護納付金	598,415					
	連合会払込金	114,573	19,519,387		63,607		10,708
	連合会拠出金	432,569					
出	他経理へ繰入金	26,524					
	その他の支出	12,363			4,492	23,595	4,522
	次年度支払準備金	625,543					47,930
	計	9,053,369	19,519,387	188,548	211,252	361,098	164,802
	250,233						
	差引当期利益金又は当期損失金 (△)	△ 398,148	0	0	16,740	△ 5,600	3,786
	12,486						

5 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

資	流動資産	1,514,752	1,064,075	311,500	249,737	471,566	1,445,726	405,685
	固定資産			7,329,355	5,066	559	12,532,998	7,371,161
産	繰延資産							
	資産合計	1,514,752	1,064,075	7,640,855	254,803	472,125	13,978,724	7,776,846
負	流動負債	336,310	1,064,075		902	30,092	12,056,523	0
	固定負債	625,543		7,640,855	103,408	16,406	47,683	7,416,056
債	負債合計	961,853	1,064,075	7,640,855	104,310	46,498	12,104,206	7,416,056
資	資本剰余金							
	積立金							
	利益剰余金	552,899			150,493	425,627	1,874,518	360,790
	欠損金							
本	資本合計	552,899			150,493	425,627	1,874,518	360,790
	負債・資本合計	1,514,752	1,064,075	7,640,855	254,803	472,125	13,978,724	7,776,846